

平成19年5月14日（月）

**日程第14 橋本伊都衛生施設組合議会議員
の選挙**

○議長（中上良隆君）日程第14 橋本伊都衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、橋本伊都衛生施設組合同約第5条の規定により、本市議会議員の中から4人の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

橋本伊都衛生施設組合議会議員に辻本君、中西峰雄君、上久保君、中上の4人を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました4人を、橋本伊都衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました辻本君、中西峰雄君、上久保君、中上が橋本伊都衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただ今、橋本伊都衛生施設組合議会議員に当選されました辻本君、中西峰雄君、上久保君、中上君に本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

**日程第15 橋本周辺広域市町村圏組合議会
議員の選挙**

○議長（中上良隆君）日程第15 橋本周辺広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、橋本周辺広域市町村圏組合同約第5条の規定により、本市議会議員の中から4人の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

橋本周辺広域市町村圏組合議会議員に辻本君、平林君、岡本君、中上の4人を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました4人を、橋本周辺広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました辻本君、平林君、岡本君、中上が橋本周辺広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただ今、橋本周辺広域市町村圏組合議会議員に当選されました辻本君、平林君、岡本君、中上に本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第16 伊都消防組合議会議員の選挙

○議長(中上良隆君) 日程第16 伊都消防組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、組合規約第5条第2項、ただし書きの規定により、本市議会議員の中から議員1人を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

伊都消防組合議会議員に井上君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました井上君を、伊都消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました井上君が伊都消防組合議会議員に当選されました。

ただ今、伊都消防組合議会議員に当選されました井上君に本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第17 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(中上良隆君) 日程第17 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、本市議会議員の中から1人の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に平林君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました平林君を、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めるこ

とにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました平林君が和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただ今、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました平林君に本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

総務委員会、経済建設委員会、文教厚生委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長(中上良隆君)この際、報告いたします。

総務委員長、経済建設委員長、文教厚生委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続審査及び調査申出書の提出がありましたので、事務局より配付いたさせます。

(職員 閉会中継続審査及び調査申出書配付)

○議長(中上良隆君)配付もれはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)配付もれなしと認めます。

お諮りいたします。ただ今お手元に配付をいたしました申出書のとおり、委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、委員長申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

○議長(中上良隆君)以上で、本日の日程は終わりました。

これにて、本議会に付議された案件の審議は全部終了しました。

○議長(中上良隆君)閉会にあたり、市長から発言の申し出がありますので、市長の発言を許します。

市長。

〔市長(木下善之君)登壇〕

○市長(木下善之君)閉会にあたりまして、一言お礼を兼ね、ごあいさつを申し上げます。

本日、橋本市議会臨時会を開催させていただきました。市長専決処分事項の5件のご承認と監査委員の選任について、それぞれご同意をいただきまして、誠にありがとうございました。

今臨時会におきまして、議長に中上良隆さま、副議長に上久保修さまがそれぞれ当選され、また、各委員会委員の選任等が行われ、各委員長が誕生いたしました。橋本市議会の新しい組織が確立され、いよいよ議会がスタートいたしました。皆さま方よろしくお願いを申し上げます。

合併して1年余りが経過いたしました。新橋本市が抱える課題は山積してございます。これらの難題は、私は果敢に取り組んでまいりたいと決意をいたしておるわけでございます。どうか、今後とも議員各位の絶大なるご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。お礼を兼ね、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(中上良隆君)これにて、平成19年5月橋本市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

(午後3時27分 閉会)

